

核兵器禁止の条約への署名及び批准を求める意見書（案）

2017年7月7日、国連加盟国の3分の2にあたる122カ国の賛成により、核兵器禁止条約が採択された。

条約は、被爆者の苦しみに心を寄せるとともに、破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であると核兵器を告発するとともに、核兵器廃絶の必要性を明確にした。その上で、第1条には、核兵器の「開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵」「使用と使用の威嚇」「譲渡」、支配地域内での「設置や配備」を含むすべての行為を禁止した画期的なものである。この条約採択は、核兵器廃絶を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実したものである。

ところが、唯一の被爆国である日本政府は、国連の交渉会議にも参加せず、安倍首相が「署名批准を行う考えはない」と述べ、核兵器禁止条約に背を向けている。被爆者や国際社会から大きな失望と非難の声があがっている。

速やかな核兵器廃絶を願い、核兵器を禁止し廃絶する条約の締結をすべての国に求める「ヒバクシャ国際署名」には、全国の18府県を含む875市町村の首長が賛同し署名しており、茨城県議会も、2009年に「非核平和茨城県宣言」を全会一致で決議している。

県内44市町村が加盟する「平和首長会議」も、8月に政府にたいし核兵器廃絶の取り組みの推進を要望している。

よって、政府にたいし、核兵器禁止条約への署名および批准を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年 月 日

茨城県議会議長 藤 島 正 孝

（提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣